

加西市立統合中学校開校準備委員会設置要綱

加西市教育委員会

(設置)

第1条 加西市立統合中学校（以下「統合中学校」という。）の開校準備を円滑に推進するため、加西市立統合中学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について調査検討を行う。

- (1) 校名、校歌、校章、校旗、制服等に関すること。
- (2) 式典及び行事に関すること。
- (3) PTA 組織及び運営等に関すること。
- (4) 学校運営等に関すること。
- (5) 教育環境等に関すること。
- (6) 通学等に関すること。
- (7) その他統合に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、35人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 保護者の代表者
- (3) 関係学校の代表者
- (4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として開校の前日までとする。ただし任期途中の交代も可とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者に対し会議への出席又は資料の提出を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、次に掲げる専門部会を置き、部会員は委員会の委員の中から選出し、第2条に定める事項に関して調査、検討及び協議を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

- (1) 総務部会
- (2) PTA 部会
- (3) 学校運営部会
- (4) 通学部会

(専門部会の部会長及び副部会長)

第8条 専門部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会員の互選により定める。

- 2 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のある時又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

(専門部会の会議)

第9条 専門部会の会議は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、部会員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外のものに対し会議への出席又は資料の提出を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱による最初の委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(要綱の失効)

- 3 この要綱は、統合中学校の開校の日その効力を失う。